

令和8年3月4日招集

令和8年第3回琴浦町議会定例会

琴 浦 町

町長提出議案

| | | |
|----------|--|----|
| 議案第 11 号 | 令和 7 年度琴浦町水道事業会計補正予算(第 4 号)…………… | 別冊 |
| 議案第 12 号 | 令和 7 年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第 3 号)…………… | 別冊 |
| 議案第 13 号 | 琴浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について…………… | 13 |
| 議案第 14 号 | 琴浦町職員の給与に関する条例及び琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例の一部改正について…………… | 14 |
| 議案第 15 号 | 琴浦町地域交流センター条例の一部改正について…………… | 15 |
| 議案第 16 号 | 琴浦町犯罪被害者等支援条例の一部改正について…………… | 16 |
| 議案第 17 号 | 琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について…………… | 17 |
| 議案第 18 号 | 琴浦町手数料条例の一部改正について…………… | 18 |
| 議案第 19 号 | 琴浦町介護保険条例の一部改正について…………… | 19 |
| 議案第 20 号 | 琴浦町下水道事業審議会条例の一部改正について…………… | 20 |
| 議案第 21 号 | 琴浦町公民館条例の一部改正について…………… | 21 |
| 議案第 22 号 | 琴浦町立赤碕中学校区小学校図書購入基金条例及び琴浦町平岩教育・福祉振興基 金条例の廃止について…………… | 22 |
| 議案第 23 号 | 令和 7 年度琴浦町一般会計補正予算(第 11 号)…………… | 別冊 |
| 議案第 24 号 | 令和 7 年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)…………… | 別冊 |
| 議案第 25 号 | 令和 7 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)…………… | 別冊 |
| 議案第 26 号 | 令和 7 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算(第 2 号)…………… | 別冊 |

| | | |
|----------|---------------------------------------|----|
| 議案第 27 号 | 令和 8 年度琴浦町一般会計予算 | 別冊 |
| 議案第 28 号 | 令和 8 年度琴浦町国民健康保険特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 29 号 | 令和 8 年度琴浦町介護保険特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 30 号 | 令和 8 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 31 号 | 令和 8 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 32 号 | 令和 8 年度琴浦町八橋財産区特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 33 号 | 令和 8 年度琴浦町浦安財産区特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 34 号 | 令和 8 年度琴浦町下郷財産区特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 35 号 | 令和 8 年度琴浦町上郷財産区特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 36 号 | 令和 8 年度琴浦町古布庄財産区特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 37 号 | 令和 8 年度琴浦町赤碓財産区特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 38 号 | 令和 8 年度琴浦町成美財産区特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 39 号 | 令和 8 年度琴浦町安田財産区特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 40 号 | 令和 8 年度琴浦町以西財産区特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 41 号 | 令和 8 年度琴浦町水道事業会計予算 | 別冊 |
| 議案第 42 号 | 令和 8 年度琴浦町下水道事業会計予算 | 別冊 |
| 議案第 43 号 | 建設工事請負変更契約の締結について〔町道立石台街路 1 号線道路改良工事〕 | 43 |
| 議案第 44 号 | 財産の取得について（防災行政無線操作卓改修） | 44 |

| | | |
|----------|--|----|
| 議案第 45 号 | 債権の放棄(町営住宅使用料)について | 45 |
| 議案第 46 号 | 債権の放棄(水道使用料)について | 46 |
| 議案第 47 号 | 琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について | 47 |
| 議案第 48 号 | 琴浦町三本杉ふるさと分校及び琴浦町南部ふるさと広場に係る指定管理者の指定について | 48 |
| 議案第 49 号 | 琴浦町八橋ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について | 49 |
| 議案第 50 号 | 町道路線の認定について | 50 |
| 議案第 51 号 | 町道路線の変更について | 51 |
| 議案第 52 号 | 琴浦町過疎地域持続的発展計画について | 52 |

議案第13号

琴浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に
ついて

別紙のとおり、琴浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和8年 月 日

琴浦町議会議長 前田智章

令和8年琴浦町条例第 号

琴浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年琴浦町条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 災害応急作業等手当</u></p> <p>(4) 略</p> <p><u>(災害応急作業等手当)</u></p> <p>第5条 <u>災害応急作業等手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第23条の2第1項に規定する市町村災害対策本部が設置された地方公共団体の区域(以下「対象区域」とする。)において、次に掲げる作業又は業務に従事した職員に対して支給する。</u></p> <p><u>(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査</u></p> | <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> |

(次項において「応急作業等」という。)

ア 河川の堤防等

イ 道路法(昭和27年法律第180号)第46条第1項(第2号を除く。)の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

ウ 港湾施設又は鉄道施設

(2) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難救助の作業

(3) 避難所の運営、罹災証明に係る家屋調査

(4) 対象区域(琴浦町を除く)に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業

(5) 前各号に掲げる作業に相当すると町長が認める作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額

ア 巡回監視 710円

イ 応急作業等 1,080円

(2) 前項第2号の作業 840円

(3) 前項第3号の作業 1,080円

(4) 前項第4号の作業 710円

(5) 前項第5号の作業 1,080円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて町長が定める額

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額(同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該

当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額)とする。

(1) 第1項第1号から第3号までの作業又は同項第5号の作業(同項第4号に掲げる作業に相当する作業を除く。)が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項第2号の作業又は同項第5号の作業のうち同項第2号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると町長が認める場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(3) 第1項第1号から第3号までの作業又は同項第5号の作業(同項第4号に掲げる作業に相当する作業を除く。)が町長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項で定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(4) 第1項第4号の作業又は同項第5号の作業のうち同項第4号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(その他の特殊勤務手当)

第6条 略

(委任)

第7条 略

(その他の特殊勤務手当)

第5条 略

(委任)

第6条 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 14 号

琴浦町職員の給与に関する条例及び琴浦町会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町職員の給与に関する条例及び琴浦町会計年度任用
職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、
本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

令和8年琴浦町条例第 号

琴浦町職員の給与に関する条例及び琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(通勤手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金の相当する額として規則で定める額</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額</u></p> | <p>(通勤手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～4 略</p> |

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)の規則で定める日に支給する。

8 略

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

10 略

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

7 略

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

9 略

(琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年琴浦町条例第10号)の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)</p> <p>第23条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条第1項各号並びに第5項に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。</p> <p>2 略</p> | <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)</p> <p>第23条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。</p> <p>2 略</p> |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号

琴浦町地域交流センター条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町地域交流センター条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月4日 提出

琴浦町長 福本 まり子

令和8年3月 日

琴浦町議会議長 前田 智章

令和8年琴浦町条例第 号

琴浦町地域交流センター条例の一部を改正する条例

琴浦町地域交流センター条例(令和7年琴浦町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | |
|---|----------------------|----|---------------|---------------------|---------------|----------------------|---|----|----|---------------|---------------------|
| <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="268 981 804 1303"><thead><tr><th data-bbox="268 981 536 1055">名称</th><th data-bbox="536 981 804 1055">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="268 1055 536 1178">琴浦町安田地域交流センター</td><td data-bbox="536 1055 804 1178">琴浦町大字籠津31 8番地 1階</td></tr><tr><td data-bbox="268 1178 536 1303">琴浦町以西地域交流センター</td><td data-bbox="536 1178 804 1303">琴浦町大字宮木23 9番地1 1階</td></tr></tbody></table> | 名称 | 位置 | 琴浦町安田地域交流センター | 琴浦町大字籠津31 8番地 1階 | 琴浦町以西地域交流センター | 琴浦町大字宮木23 9番地1 1階 | <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="858 981 1394 1178"><thead><tr><th data-bbox="858 981 1126 1055">名称</th><th data-bbox="1126 981 1394 1055">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="858 1055 1126 1178">琴浦町安田地域交流センター</td><td data-bbox="1126 1055 1394 1178">琴浦町大字籠津31 8番地 1階</td></tr></tbody></table> | 名称 | 位置 | 琴浦町安田地域交流センター | 琴浦町大字籠津31 8番地 1階 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | |
| 琴浦町安田地域交流センター | 琴浦町大字籠津31 8番地 1階 | | | | | | | | | | |
| 琴浦町以西地域交流センター | 琴浦町大字宮木23 9番地1 1階 | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | |
| 琴浦町安田地域交流センター | 琴浦町大字籠津31 8番地 1階 | | | | | | | | | | |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号

琴浦町犯罪被害者等支援条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町犯罪被害者等支援条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和8年3月 日

琴浦町議会議長 前田智章

琴浦町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

琴浦町犯罪被害者等支援条例(令和 5 年琴浦町条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(経済的負担の軽減)</p> <p>第 7 条 町は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し<u>必要な支援を行うものとする。</u></p> | <p>(見舞金の支給)</p> <p>第 7 条 町は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し<u>見舞金を支給するものとする。</u></p> <p><u>2. 見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。</u></p> |

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

令和8年琴浦町条例第 号

琴浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

琴浦町国民健康保険税条例(平成17年琴浦町条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</u>及び<u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」とい</u></p> | <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))<u>及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> |

う。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2)及び(3) 略

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 略

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第70条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課

(2)及び(3) 略

2 略

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課

税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.20を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3、第9条の7及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3、第9条の7及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 23,300円

税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.20を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 23,300円

(2)及び(3) 略

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円

(2) 特定世帯 500円

(3) 特定継続世帯 750円

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して

(2)及び(3) 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して

得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を

得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を

乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について 840円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円

(イ) 特定世帯 350円

(ウ) 特定継続世帯 525円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条

乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 600円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円

(イ) 特定世帯 250円

(ウ) 特定継続世帯 375円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 240円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 20円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円

(イ) 特定世帯 100円

(ウ) 特定継続世帯 150円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)及び(2) 略

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 180円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)及び(2) 略

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当

該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) 略

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) 略

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康

保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附

保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2

則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所

第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所

得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例

適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の

適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得

実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定す

税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当

る条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の琴浦町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第18号

琴浦町手数料条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和8年 月 日

琴浦町議会議長 前田智章

令和8年琴浦町条例 号

琴浦町手数料条例の一部を改正する条例

琴浦町手数料条例(平成16年琴浦町条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|-------------------------|
| <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p><u>(多機能端末機による手数料の徴収の特例)</u></p> <p><u>5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間に、別表(第2条関係)(その1)に規定する多機能端末機により交付を受ける同表に掲げる次の各号の手数料の額は、同表の規定にかかわらず、1通につき100円とする。</u></p> <p><u>(1) 印鑑に関する証明</u></p> <p><u>(2) 諸税に関する証明</u></p> <p><u>(3) 住民票の写し又は住民票の写しの広域交付</u></p> <p><u>(4) 戸籍証明書又は戸籍証明書の広域交付</u></p> <p><u>(5) 戸籍附票の写し</u></p> | <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> |

附 則

この条例は、令和8年7月1日までの間において規則で定める日から施行する。

議案第19号

琴浦町介護保険条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町介護保険条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、
本議会の議決を求める。

令和8年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和8年 月 日

琴浦町議会議長 前田智章

令和8年琴浦町条例第 号

琴浦町介護保険条例の一部を改正する条例

琴浦町介護保険条例(平成18年琴浦町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p data-bbox="347 920 432 954">附 則</p> <p data-bbox="288 976 804 1055"><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p data-bbox="252 1077 815 1989"><u>第12条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において町に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において町に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。))のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。))の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イに係る部分に限る。))の規定の適用については、同項第6号イ中「地方税法(昭和25年法律第2</u></p> | <p data-bbox="943 920 1027 954">附 則</p> |

26号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号イ中「地方税法

(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。))とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。))とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号イ中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号

に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。))とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。))とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第13条 第1号被保険者の令和8年度にお

ける保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において町に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において町に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ハ 令和7年中の給与等の収入金額が

161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い町の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い町の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ハ 令和7年中の給与等の収入金額が

161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い町の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第20号

琴浦町下水道事業審議会条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町下水道事業審議会条例の一部を改正することについて、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本会議の
議決を求める。

令和8年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和8年 月 日

琴浦町議会議長 前田智章

令和8年琴浦町条例第 号

琴浦町下水道事業審議会条例の一部を改正する条例

琴浦町下水道事業審議会条例(令和4年琴浦町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (組織) 第3条 審議会は、委員 <u>10人</u> 以内で組織する。 2 略 3 委員の任期は、 <u>委嘱した日から当該諮問に係る調査及び審議が終了し、その結果を管理者へ答申するまでの間とする。</u> <u>4 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。</u> | (組織) 第3条 審議会は、委員 <u>7人</u> 以内で組織する。 2 略 3 委員の任期は、 <u>2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。</u> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

琴浦町公民館条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町公民館条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

令和8年琴浦町条例第 号

琴浦町公民館条例の一部を改正する条例

琴浦町公民館条例(平成17年琴浦町条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|---------------|--------------------|--|--------------|--------------------|
| (名称及び位置) 第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。 | | | (名称及び位置) 第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。 | | |
| 名称 | 位置 | 対象区域 | 名称 | 位置 | 対象区域 |
| 略 | | | 略 | | |
| 琴浦町立以西地区公民館 | 琴浦町大字宮木239番地1 | 大字竹内宮木 高岡 大父 山川 | 琴浦町立以西地区公民館 | 琴浦町大字宮木207番地 | 大字竹内宮木 高岡 大父 山川 |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 22 号

琴浦町立赤碕中学校区小学校図書購入基金条例及び琴浦町平岩
教育・福祉振興基金条例の廃止について

別紙のとおり、琴浦町立赤碕中学校区小学校図書購入基金条例及び琴浦町平岩教育・福祉振興基金条例を廃止することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

令和 8 年琴浦町条例第 号

琴浦町立赤碕中学校区小学校図書購入基金条例及び琴浦町平岩教育
・福祉振興基金条例を廃止する条例

第 1 条 琴浦町立赤碕中学校区小学校図書購入基金条例(平成16年琴浦町条例
第68号)は、廃止する。

第 2 条 琴浦町平岩教育・福祉振興基金条例(平成16年琴浦町条例第71号)は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 5 月 31 日から施行する。

議案第43号

建設工事請負変更契約の締結について

〔町道立石台街路1号線道路改良工事〕

令和7年6月13日付で議決を得た町道立石台街路1号線道路改良工事について、次のとおり契約の変更をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

| 変更後 | 変更前 |
|--------------------------|---------------------------|
| 3 工事完成期限 <u>令和8年5月8日</u> | 3 工事完成期限 <u>令和8年3月27日</u> |

備考 変更部分は、下線の部分とする。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

議案第 4 4 号

財産の取得について
(防災行政無線操作卓改修)

次のとおり、防災行政無線操作卓を取得することについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求めらる。

- 1 取得財産名 防災行政無線操作卓ほか関連機器
- 2 納品場所 琴浦町大字徳万 5 9 1 番地 2 琴浦町役場
- 3 納期限 令和 9 年 2 月 2 6 日
- 4 購入金額 一金 9 3, 1 1 5, 0 0 0 円
- 5 契約の方法 1 者特命随意契約
- 6 契約者 住所 島根県松江市平成町 1 8 2 番地 1 4
氏名 山陰パナソニック株式会社
ビジネスソリューション部門
代表者 部門長 村上 茂樹

令和 8 年 3 月 4 日 提出

琴浦町長 福本 まり子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前田 智章

議案第45号

債権の放棄(町営住宅使用料)について

次のとおり債権の放棄をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 債権の名称 町営住宅使用料
- 2 金 額 479,060円
- 3 債 務 者 町営住宅下伊勢第2団地に入居していた者
(昭和62年3月1日付入居契約)
- 4 債権放棄理由 債務者は高齢の生活保護受給者であり、本債務の支払能力が無い。
また、連帯保証人2人は、当該町営住宅の明渡し等に係る訴訟上の和解条項にある「琴浦町に対し、連帯して、10万円を支払う義務」を履行したので、債務は無い。

令和8年3月4日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和8年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

議案第46号

債権の放棄(水道使用料)について

次のとおり債権の放棄をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 債権の名称 水道使用料
- 2 金 額 239,393円
- 3 債 務 者 別表のとおり
- 4 債権放棄理由 別表のとおり

令和8年3月4日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和8年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

別表

| 番号 | 債務者 | 金額 | 債権放棄理由 |
|----|---------------------------|----------|--|
| 1 | 町内在住者 平成15年2月14 日開始 | 207,480円 | 債務者は既に死亡している。 法定相続人が破産申立（自己破 産）をしたことにより、裁判所が 破産手続を開始し、免責許可の決 定が確定。 |
| 2 | 町外在住者 平成22年8月2日 開始 | 16,809円 | 債務者は既に死亡している。 法定相続人が全員相続放棄を行 い、相続人不存在が確定。 |
| 3 | 町外在住者 平成18年9月20 日開始 | 15,104円 | 債務者は既に死亡している。 法定相続人が全員相続放棄を行 い、相続人不存在が確定。 |

議案第47号

琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 琴浦町カウベル調理加工等施設
- 2 指定管理者
 - (1) 住所 鳥取県倉吉市越殿町1409番地
 - (2) 団体名 鳥取中央農業協同組合
 - (3) 代表者 代表理事組合長 上本 武
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

令和8年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和8年 月 日

琴浦町議会議長 前田智章

議案第 48 号

琴浦町三本杉ふるさと分校及び琴浦町南部ふるさと広場に係る
指定管理者の指定について

次のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 琴浦町三本杉ふるさと分校
琴浦町南部ふるさと広場
- 2 指定管理者
 - (1) 住所 鳥取県東伯郡琴浦町三本杉 1000 番地
 - (2) 事業者名 三本杉ふるさと分校管理委員会
 - (3) 代表者 委員長 坂根 宏和
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

議案第49号

琴浦町八橋ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 琴浦町八橋ふれあいセンター
- 2 指定管理者
 - (1) 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋928番地
 - (2) 団体名 やばせ振興会
 - (3) 代表者 会長 杉川 貴英
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和8年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和8年 月 日

琴浦町議会議長 前田智章

議案第 50 号

町道路線の認定について

次のとおり、町道路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、本議会の議決を求める。

| 整理番号 | 路線名 | (上段) 起点 (下段) 終点 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|-------|----------|--|-------------|-----------|
| 東 395 | 平和開拓二号支線 | 琴浦町大字杉下字八橋野 455-69 地先 琴浦町大字杉下字八橋野 455-41 地先 | 4.0~ 9.0 | 140.0 |

令和 8 年 3 月 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

議案第 5 1 号

町道路線の変更について

次のとおり、町道路線を変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、本議会の議決を求める。

| 整理番号 | 旧新別 | 路線名 | 変更の区間 (上段) 起点 (下段) 終点 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|-------|-----|---------|---|--------------|-----------|
| 東 95 | 旧 | 下大江線 | 琴浦町大字三保字神宮 226-1 地先 琴浦町大字下大江字宮ノ西 746 地先 | 2.3～ 8.8 | 1168.5 |
| | 新 | 下大江線 | 琴浦町大字三保字神宮 226-1 地先 琴浦町大字下大江字宮ノ西 752-1 地先 | 2.3～ 8.8 | 1145.4 |
| 東 289 | 旧 | 杉下中尾線 | 琴浦町大字杉下字宮ノ西 629 地先 琴浦町大字中尾字伊勢野 991 地先 | 4.0～ 5.0 | 1352.0 |
| | 新 | 杉下中尾線 | 琴浦町大字杉下字宮ノ西 629 地先 琴浦町大字中尾字伊勢野 991 地先 | 4.0～ 5.0 | 1342.0 |
| 東 90 | 旧 | 平和開拓幹線 | 琴浦町大字杉下字サルト谷 479-42 地先 琴浦町大字杉下字八橋野 1-6 地先 | 3.5～ 8.8 | 1950.0 |
| | 新 | 平和開拓幹線 | 琴浦町大字杉下字サルト谷 479-42 地先 琴浦町大字杉下字八橋野 1-6 地先 | 3.5～ 14.3 | 1953.0 |
| 東 91 | 旧 | 平和開拓一号線 | 琴浦町大字杉下字八橋野 455-190 地先 琴浦町大字森藤字八橋野内高ツハ 343-7 地先 | 6.2～ 24.4 | 466.5 |
| | 新 | 平和開拓一号線 | 琴浦町大字杉下字八橋野 455-504 地先 琴浦町大字森藤字八橋野ノ内高ツハ 343-7 地先 | 6.2～ 24.4 | 457.9 |
| 東 92 | 旧 | 平和開拓二号線 | 琴浦町大字杉下字八橋野 455-327 地先 琴浦町大字杉下字八橋野 455-68 地先 | 2.9～ 6.3 | 429.5 |
| | 新 | 平和開拓二号線 | 琴浦町大字杉下字八橋野 455-119 地先 琴浦町大字杉下字八橋野 455-68 地先 | 3.0～ 3.2 | 220.2 |

| | | | | | |
|-------|---|----------|--|--------------|--------|
| 東 212 | 旧 | 八橋小学校線 | 琴浦町大字八橋字下寺上 929-1 地先 琴浦町大字八橋字桑ノ木 721 地先 | 3.2～ 16.3 | 533.5 |
| | 新 | 八橋小学校線 | 琴浦町大字八橋字下寺上 929-1 地先 琴浦町大字八橋字桑ノ木 726-1 地先 | 3.2～ 17.8 | 541.6 |
| 東 236 | 旧 | 笠見小学校線 | 琴浦町大字笠見字坪内 309-2 地先 琴浦町大字八橋字桑ノ木 726 地先 | 3.8～ 6.2 | 354.0 |
| | 新 | 笠見小学校線 | 琴浦町大字笠見字廻り尻 381-10 地先 琴浦町大字八橋字桑ノ木 721 地先 | 3.8～ 7.8 | 348.5 |
| 東 336 | 旧 | 立石台小学校線 | 琴浦町大字八橋字立石台 775-121 地先 琴浦町大字八橋字桑ノ木 726 地先 | 6.0～ 17.1 | 273.0 |
| | 新 | 立石台小学校線 | 琴浦町大字八橋字立石台 775-121 地先 琴浦町大字八橋字桑ノ木 726-1 地先 | 6.0～ 17.1 | 261.6 |
| 赤 57 | 旧 | 水 口 線 | 琴浦町大字出上字井尻 78-9 地先 琴浦町大字出上字上乳母谷 386-1 地先 | 3.0～ 20.3 | 809.9 |
| | 新 | 水 口 線 | 琴浦町大字出上字井尻 73-1 地先 琴浦町大字出上字上乳母谷 386-1 地先 | 3.0～ 20.3 | 799.4 |
| 赤 59 | 旧 | 大 石 線 | 琴浦町大字勝田字八斗前 186 地先 琴浦町大字勝田字大道ノ西 397-1 地先 | 3.0～ 15.8 | 659.2 |
| | 新 | 大 石 線 | 琴浦町大字勝田字八斗前 186 地先 琴浦町大字勝田字大道ノ西 397-1 地先 | 3.0～ 15.8 | 657.7 |
| 赤 251 | 旧 | 出上 22 号線 | 琴浦町大字出上字左衛門九郎 134-1 地先 琴浦町大字出上字五輪田 122-9 地先 | 3.0～ 9.8 | 158.5 |
| | 新 | 出上 22 号線 | 琴浦町大字出上字左衛門九郎 134-1 地先 琴浦町大字出上字五輪田 122-9 地先 | 4.0～ 9.3 | 155.6 |
| 赤 261 | 旧 | 出上扇町線 | 琴浦町大字出上字左衛門九郎 130-1 地先 琴浦町大字赤碕字地藏面頭 1831-3 地先 | 8.3～ 34.8 | 1191.2 |
| | 新 | 出上扇町線 | 琴浦町大字出上字左衛門九郎 130-1 地先 琴浦町大字赤碕字地藏面頭 1831-3 地先 | 8.3～ 34.8 | 1180.4 |

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

議案第 5 2 号

琴浦町過疎地域持続的発展計画について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり、過疎地域持続的発展市町村計画を定めることについて、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章